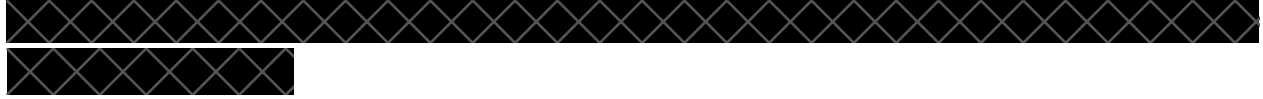


ニッケルのサプライチェーンにおける 人権デュー・ディリジェンスに関するアンケート

基本情報

企業名： 回答日： 2026年 3月 31日



1. ニッケル採掘における人権問題の認識状況

1.1 本アンケート受領時点で、貴社は、ニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

はい。

森林破壊や地域の水質や生態系に影響を与える可能性があることを認識しています。また、採掘地の先住民への権利侵害が疑われる事案の発生について認識しています。

1.2 本アンケート受領時点で、貴社は、特にインドネシアにおけるニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

以下の報告書とその内容を認識しています。

<https://www.greenpeace.org/southeastasia/press/67025/nickel-mining-plans-in-raja-ampat/>

日産はこうした情報を把握した際、例えば人権侵害等の疑義を指摘された会社と日産の取引関係の有無を確認し、必要な対応を取るようになっています。尚、日産は前掲報告書で指摘されている採掘会社とお取引関係がないことを確認しています。

2. ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）の実施状況

○方針と制度について

2.1 貴社は、鉱物資源の調達に特化した方針を策定していますか。策定している場合、先住民族の権利尊重（FPIC）を方針に含めているかを含め、方針の具体的な内容をご回答ください。

はい。方針を策定しています。詳細は「[責任ある原材料調達への対応方針](#)」(2025年改訂)をご確認下さい。本方針では重点的に取り組む原材料として紛争鉱物(3TGs等)やコバルト・ニッケル他バッテリー製造に必要な鉱物を対象にガバナンスを実践することを掲げ、「[日産サステナビリティデューディリジェンス基準](#)」沿ってデューディリジェンスを実施しています。そして同基準の中で対象となる環境・人権リスクとして「地域社会の生活(先住民族の生活を含む)」を設定し、それらの悪影響の特定に努め、万が一懸念がある場合には、「[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)」に従ってリスクを防止・軽減し、改善に向けた対策を実施しています。

また、同方針に戻づく活動結果を「[鉱物調達への取り組み](#)」としてまとめ、毎年発行しています。

尚、日産では2013年に「紛争鉱物方針」を策定し、紛争鉱物調査・結果開示を開始以来、今日まで鉱物への取り組みを推進し、またそのレベルアップを図ってきました。詳細は日産の「[サステナビリティデータブック 2025](#)」のP67「人権尊重に関する取り組み一覧表」及びP84～88の「責任ある調達」章をご確認下さい。

2.2 貴社は、鉱物資源のサプライヤーの選定や評価の基準、サプライヤーとの契約条件に人権問題に関連する項目を含めていますか。

日産では、発注先選定時に「[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)」ならびに、取引先の環境負荷マネジメント体制や日産との環境活動への合意についても確認しています。

2.3 貴社の事業(現地採掘会社への投資を含む)に使用される鉱物資源について、人権デュー・ディリジェンス(人権DD)のプロセスを導入していますか。導入している場合には、遵守している国際条約、国際的枠組みその他の法令・ルールと併せて、プロセスの内容をご回答ください。

商品の製造に使用する材料や構成部品に含まれる天然資源において、環境や人権等のサステナビリティ側面への影響に対し、「[日産サステナビリティデューディ](#)

リジェンス基準」に沿ってデューデリジェンスを実施し、自らのサプライチェーンを監視し、懸念がある場合には、「日産取引先サステナビリティガイドライン」に従って、リスクを防止・軽減し、改善に向けた対策を実施します。同様の管理を取引先にも徹底する要請をしています。

遵守している国際条約、国際的枠組みその他の法令・ルールについてはこれら基準やガイドラインに記載しておりますのでご参照下さい。

○組織構造について

2.4 鉱物資源の採掘事業（現地採掘会社への投資を含む）及び鉱物資源ないし鉱物資源が使用されている部品の取引に関する人権 DD のプロセスを導入している場合、プロセスを実施している貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に実施しているときは、その概要をご回答ください。

グローバルには主に購買部門、コンプライアンス部門、輸出入管理部門およびサステナビリティ部門で連携して活動を推進しており、各リージョンにおいても現地のタスクチームが DD のプロセスを実施しています。

詳細は日産の「サステナビリティデータブック 2025」の P84～88 の「責任ある調達」章をご確認下さい。

2.5 鉱物資源の取引及び事業（現地採掘会社への投資を含む）に関する人権 DD のプロセスにおいて人権問題が特定された場合、通常、その問題に対応することとなる貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に対応するときは、関連する部署の名称や関連部署間の連携状況など、対応する組織構造の概要をご回答ください。

『日産デューデリジェンス基準』および、『日産取引先サステナビリティガイドライン』に記載のプロセスに則り、購買・コンプライアンス・輸出入管理・サステナビリティの各部門で連携して対応にあたります。

○会議体と報告書について

2.6 鉱物資源の取引及び事業に関連する人権問題を話し合うための会議体はありますか。会議体がある場合に、出席者の概要（役職名等）と開催頻度をご回答ください。

「日産人権方針」に基づき、サステナビリティ委員会（年2回）において、鉱物資源関連も含む人権活動について論議し、必要な決定を行うなどしてガバナンスを推進しています。

詳細は「[サステナビリティデータブック 2025](#)」の P66～71 の人権章をご確認ください。

2.7 鉱物資源に関する人権 DD 報告書は作成していますか。作成している場合、過去の報告書も含め人権 DD 報告書は公開していますか。公開しているときは、公開先をご記入ください。

[鉱物調達](#)の取り組みレポートを毎年発行しています。

また、「[サステナビリティデータブック 2025](#)」にて、自社オペレーション及びサプライチェーンの DD 結果を毎年公開しています。

3.1 人権 DD のプロセスにおける一連の取り組み（人権リスクの評価、特定された人権リスクの防止や軽減のための措置の実施、その実施状況および結果の追跡調査の実施など）を開示していますか。開示内容や開示頻度も含めてご回答ください。また、報告書として開示している場合には、開示先をご記入ください。

[サステナビリティデータブック 2025](#)、[人権章](#)をご参照ください。

4.人権リスクの影響の特定と評価

4.1 貴社は、鉱物資源のサプライチェーンにおける人権リスクの影響を特定していますか。特定している場合、当該人権リスクを重要課題として認識していますか。鉱物資源の種類も含めてご回答ください。（例：電池製造のためのニッケル採掘における人権侵害）

倫理、社会、環境に配慮した材料を調達することで、材料の持続可能な調達の実現を目指す取り組みを行っています。具体的には、材料の使用量（将来的な使用量の見込みを含む）や倫理、社会、環境等の側面での潜在リスクの観点から最優先で取り組むべき材料を特定しており、2024 年度に重点材料を特定しました。ニッケルも重点材料のひとつと認識しており、活動を推進しています。

詳細は[サステナビリティデータブック 2025「責任ある調達」章](#)、責任ある原材料調達のマネジメントをご確認ください。

4.2 重要課題として認識している場合、これらの人権リスクが与える影響をどのように評価したため重要課題であると認識したかをご回答ください。また、その際にどのような方法により人権リスクや事業への影響を評価しましたか。

購買部門・開発部門・サステナビリティ推進部で連携し、材料の使用量（将来的な使用量の見込みを含む）や倫理、社会、環境等の側面での潜在リスクの観点から最優先で取り組むべき材料を特定しました。詳細は[サステナビリティデータブック 2025「責任ある調達」章](#)、責任ある原材料調達のマネジメントをご確認ください。

5.人権侵害の防止と軽減

5.1 ニッケル採掘に関連する人権侵害を防止または軽減するために、貴社は具体的にどのような措置を実施していますか。

欧州電池規則への対応のひとつとして第三者機関を活用したデューディリジェンスを実施しています。その活動に加え、2025年度は規制対象外のお取引先さまとの対話を行い責任ある調達活動を実施いただいているかを確認しました。

5.2 貴社は、これらの措置の有効性を定期的に評価していますか。評価している場合に、その具体的な方法をご回答ください。

購買部門・開発部門・サステナビリティ推進部で年に一回重点材料の妥当性評価を行っています。

5.3 貴社は、これらの人権侵害の防止および軽減に向けた取組みに関して情報公開していますか。公開している場合、公開先をご記入ください。

詳細は[サステナビリティデータブック 2025「責任ある調達」章](#)をご確認ください。

6.対話・救済手続き（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

6.1 ニッケル採掘に関して、製錬所や採掘現場など、サプライチェーンにおいて発生する人権侵害について、貴社のご状況について以下の質問にご回答ください。

- (1)人権侵害により影響を受ける労働者や地域社会に対して救済制度を提供していますか。
- (2)救済制度は周知されていますか。周知方法をご回答ください。
- (3)救済制度はどの言語や手段（電話、オンラインフォーム、電子メール等）でアクセスできるようになっていますか。
- (4)申立人に救済制度の手続き中に法的措置を取る機会は与えられていますか。
- (5)苦情が申し立てられた場合、貴社のどの部署（窓口）が最初に対応しますか。

(1) はい。

日産は2023年度以降、労働者および地域社会を含むステークホルダーが、人権・環境・地域社会への負の影響（取引先によるものも含む）を申し立てることができる救済メカニズムとして、人権ホットラインを設置しています。本窓口では、通報内容を受け付けた後、必要に応じて調査を実施し、特定された負の影響はトップマネジメント層へ報告されるなど、救済措置につながる仕組みを整備しています。

(2) はい。

救済制度は取引先に対して周知されており、取引先5社による模擬通報やアンケートを通じ、分かりやすく申立てしやすい表現へ改善を行っています。また、通報対象範囲（人権・環境・地域社会への負の影響を含む）や報復禁止の方針についても明確に伝達しています。

(3)

日本・中国・欧州において現地語でアクセスできる仕組みを整えており、24時間365日、オンラインフォーム等の手段を通じて通報が可能です。

(4) はい。

申立人は、救済制度の利用によって司法手続きの権利を放棄する必要はなく、法

的措置を取る機会を保持されています。また、秘密保持義務を課すこともありません。

(5)

苦情はまず人権ホットライン（専用窓口）が受け付け、内容を確認したうえで、必要に応じて社内の関連部門と連携し、トップマネジメントへ報告されます。

以上に関しては、[サステナビリティデータブック 2025「責任ある調達」章のP85](#)も併せてご確認ください。

6.2 貴社は、（ニッケル採掘に関する人権侵害に限らず）人権問題に関する苦情を受け付けるための窓口を海外向けに設けていますか。設けている場合、対応言語を含め、その概要をご説明ください。

実施状況：

同上

6.3 ニッケル鉱山の労働者または地域社会からの苦情に対処するための制度を導入している場合は、以下の項目についてご回答ください。

- (1)貴社の昨年度における苦情受付件数
- (2)貴社に対して昨年度に提起された人権問題の種類
- (3)貴社による昨年度中の主な対応内容と結果
- (4)貴社において昨年度中の苦情1件あたりの対応にかかった平均的な期間

(1)(2)(3)(4)秘匿情報につき回答を控えさせていただきます。

7. サプライチェーンのトレーサビリティ

7.1 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライヤー（一次、二次およびそれ以降など）をどこまで把握していますか（電池メーカー、製錬所、採掘業者など）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

秘匿情報につき、回答を控えさせていただきます。

7.2 貴社は鉱業会社または鉱物処理会社との間で直接、ニッケルその他の鉱物の調達契約を締結していますか。締結している場合は、貴社の人権方針や調達方針などに対する理解とそれらに則した実践の要請について、契約書に明記していますか。

秘匿情報につき、回答を控えさせていただきます。

7.3 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか。その基準やプロセス、頻度についてご回答ください。調査やモニタリングの結果を公表している場合は、公表先をご記入ください。

電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライチェーンについて、調査やモニタリングに取り組んでおりますが、秘匿情報につき、これ以上の回答は控えさせていただきます。

7.4 貴社は、人権問題以外にニッケル採掘による環境への影響について調査していますか。

調査しています。

7.5 貴社は、調達方針に基づき、サプライヤーに人権尊重を求めるために、どのような措置を講じていますか（例：契約上の義務、サステナビリティ研修の実施など）。また、調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

日産は、発注先選定時に「[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)」ならびに、取引先の環境負荷マネジメント体制や日産との環境活動への合意についても確認しています。

8.ステークホルダー・エンゲージメント

8.1 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社はステークホルダー・エンゲージメントポリシーを策定していますか。策定している場合、ポリシーの内容をご回答ください。

該当はありません。

8.2 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社と以下のステークホルダーとの関係性の概要を説明してください。

- (1)労働組合（関与している組合名や関与の内容など）
- (2)NGO（関与の頻度や内容、成果など）
- (3)投資家（人権問題や人権DDの実施に関するコミュニケーションの内容など）
- (4)国際機関（人権問題に関する取組みへの協力内容など）
- (5)その他ステークホルダー（ステークホルダーの種類や関与目的など）

2025年はバッテリー規制対象外の取引先を対象に重点材料であるニッケルに関する対話を行い、人権侵害等の課題は報告されていないことを確認しました。

9.既知の人権問題に対する対応

9.1 貴社が本アンケートの1.1および1.2で言及した人権問題について、貴社の事業に関連して当該リスクを認識している場合、人権DDプロセス、苦情処理メカニズムその他の社内プロセスを通じてどのように対処しているかを具体的にご回答ください。

日産は、取引先との対話を重ねながら人権への負の影響を防止・軽減するための取り組みを続けています。日産は、2023年度以降、取引先から苦情申立てを受け付ける窓口（人権ホットライン）を設置しています。

詳細は[サステナビリティデータブック 2025「責任ある調達」章](#)をご確認ください。

10.課題と障壁

10.1 サプライチェーンにおける人権問題について、貴社が直面している課題や障壁を具体的にご回答ください（例：法規制の欠如、技術的制約、業界全体の問題、リソースの制約など）。

サプライチェーンの全容把握（Tier1～N）

自動車業界のサプライチェーンは長大かつ複雑で、最上流を含むサプライチェーンの把握が困難であること。

11.その他

11.1 貴社は、EU その他の国地域における人権デュー・ディリジェンスに関連する法制度について、どのような手段で最新情報を入手していますか

各国リージョンの法規対応担当および、ステークホルダーエンゲージメントや各種セミナーなど

11.2 人権デュー・ディリジェンスが日本国内で法制化される場合、内容等に対する要望があればご記入ください。

製造業もしくは同業種共通で使用でき、基準調和により海外法規とも整合のとれるデューディリジェンスのフレームワーク策定を要望したい。個社の努力のみでは及ばない人権の負の影響を及ぼさない仕組みづくりを要望します。

11.3 鉱物資源の人権デュー・ディリジェンスを実施するにあたっての課題があれば、その内容についてご記入ください。

サプライチェーンの全容把握 (Tier1~N)

上流までのサプライチェーンマッピングの解明が困難。精錬所/精製所の判明も難しく、RMI テンプレート利用をしても解明が難しいところ。

11.4 人権デュー・ディリジェンスの実施やライツホルダーとの対話などに際し、業界団体や NGO 等を活用されていますか。活用方法 (課題も含む) についてご記入ください。

社内外ステークホルダーエンゲージメントで得たご指摘・フィードバックは、2025年3月に実施した以下の方針・ガイドライン・基準の改訂・新規策定、および関連活動に確実に反映し、日産の人権尊重の取り組みを一層強化しました。

- ・日産人権方針
- ・日産グローバル人権ガイドライン
- ・日産サステナビリティデューディリジェンス基準
- ・日産取引先サステナビリティガイドライン
- ・責任ある原材料調達への対応方針

アンケート締め切り

ご回答は、**2026年3月13日（金）**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。皆様のご回答は、責任ある調達慣行を推進し、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進するために活用させていただきます。